
プロジェクト	税効果会計
項目	第 303 回企業会計基準委員会及び第 12 回専門委員会で聞かれた意見と対応の方向性

I 本資料の目的

1. 本資料は、第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日開催）及び第 12 回税効果会計専門委員会（2014 年 12 月 25 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された以下の論点について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 具体的な対応策の方向性（アプローチ 1 かアプローチ 2 か）
 - (2) 適用指針案の構成（目次案）
 - (3) 適用指針案の文案
 - (4) その他

II 具体的な対応策の方向性（アプローチ 1 かアプローチ 2 か）

2. 第 303 回企業会計基準委員会及び第 12 回専門委員会では、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関する具体的な対応案の方向性について、事務局から、まずはアプローチ 2 をベースとしたうえで、これに含まれる対応策のいずれの組合せが適切かを検討することにより、問題意識への対応が可能かどうかを試みることにしてはどうかとの提案を行い、審議を行った。この結果、下記の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

（第 12 回専門委員会で聞かれた意見）

- (1) アプローチ 2 をベースに進めることを支持する。アプローチ 1 は、例示区分の判断に関して原則的な考え方を前面に出しているものの、監査委員会報告第 66 号の 5 つの例示区分を踏襲しているため、位置付けや内容が不十分である。
- (2) アプローチ 2 を支持する。なお、仮に 2015 年 3 月期決算で早期適用できるように最終化することを考えるのであれば、アプローチ 2 よりさらに監査委員会報告第 66 号からの変更が少ない方法にならざるを得ない。
- (3) 従来の実務との継続性や安定性に加えて、財務諸表に大きな影響を及ぼさない観点から、アプローチ 2 をベースに進めることを支持する。
- (4) 時間をかけて洗練させればアプローチ 1 も採用に値するものになる可能性はあ

るが、アプローチ2はそのデメリットにも一定の対応を図っているので、実務に配慮する観点から、アプローチ2を支持する。早めに方向性を決めることが合理的である。

- (5) 実務に混乱を招かない観点から、アプローチ2を支持する。利用者の観点からも、アプローチ1は位置付けや内容面が中途半端である。
- (6) 従来の実務との継続性や経済性の観点から、アプローチ2をベースに進めることを支持する。
- (7) アプローチ2を支持する。なお、仮に2015年3月期決算で早期適用できるように最終化することを目指さないのであれば、監査委員会報告第66号の枠組みを撤廃する意見が強く聞かれる可能性がある。
- (8) アプローチ2を前提に議論を進めることに賛成する。
- (9) アプローチ1は現行からの大きな変更でありゼロから作り上げているので、アプローチ2と比較して完成度は低いものとならざるを得ない。現時点で方向性を絞るのであれば、アプローチ2で進めざるを得ない。

(第303回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (10) IFRSの任意適用が拡大していく中で、監査委員会報告第66号のようなガイダンスは廃止すべきだが、実務に定着していることを考えると、現状、アプローチ2をベースにし、今まで聞かれている問題点の改善をできるだけ早急に図っていくことが望ましいと考える。ただし、将来的には、企業が実態に応じて選択しやすいような原則的な考え方に基づいたアプローチを検討するか、又はこのようなガイダンスを廃止することについて、検討が必要と考える。
- (11) 繰延税金資産の回収可能性は、本来原則的な考え方に従って判断すべきであるため、アプローチ1の検討を続けることが望ましいと考えていたが、アプローチ1は判断の要素が大きく、現状の財務諸表作成者及び監査人にとって実務での対応が困難であると考えられる。そのため、アプローチ2でやむを得ない。なお、アプローチ2をベースとした適用指針案はまだ議論すべき点があるものの、税制改正の影響が大きいことも考慮して、迅速に対応すべきと考える。
- (12) 問題意識への対応や実務に定着している状況、アプローチ1をベースに適用指針を開発した場合の実務への影響を考慮すると、アプローチ2をベースに適用指針案を検討することに賛成する。

(欠席した委員から受け取った意見)

(13) 3千社を超える上場会社に加え、会社法の大会社等にも広く使用されている実務を考慮すると、アプローチ1では機能しないのではないかと懸念があることから、アプローチ2を支持する。

ただし、アプローチ2をベースとしても、現状示されている適用指針案は議論すべき点が多いことから、実務を踏まえた更なる検討が必要と考える。

事務局提案

3. 前項(1)から(13)の意見を踏まえ、引き続き、仮にアプローチ2によるとした場合に適用指針がどのような内容になるかを具体的な文案として示している。当該文案(適用指針案)をベースとして問題意識への対応が可能かどうかについて、審議を行う。

Ⅲ 適用指針案の構成(目次案)

4. 第303回企業会計基準委員会及び第12回専門委員会では、監査委員会報告第66号に関する具体的な対応案についてさらに深掘りするため、適用指針がどのような内容になるかを目次案として示し、審議を行った。この結果、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 重要性の乏しい連結子会社等について監査委員会報告第66号第7項に規定されている規定を、適用事例が少ないことから削除する提案となっているが、適用事例は実際に少ないのか。

→ 重要性の乏しい連結子会社等の取扱いについては、適用事例が聞かれず、削除することが考えられる。

Ⅳ 適用指針案の文案

5. 第303回企業会計基準委員会及び第12回専門委員会では、監査委員会報告第66号に関する具体的な対応案についてさらに深掘りするため、具体的な対応案の方向性として事務局が提案した2つのアプローチのうち、仮にアプローチ2によるとした場合に適用指針がどのような内容になるかを、具体的な文案として示し、審議を行った。

目的、範囲、用語の定義(第1項から第3項)

6. 目的、範囲、用語の定義に関して、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

範囲について

- (1) 文案第2項なお書きでは、連結納税制度を適用した場合は本適用指針を適用しないとされているが、連結納税制度を適用した場合には、企業の分類に応じた取扱い自体を適用しないという趣旨かどうかが明確になるように記載すべきである。
- (2) 企業結合等に係る適用指針等にも繰延税金資産の回収可能性に係る規定がある。文案において、企業結合等に係る適用指針等を範囲から除外する旨の規定も必要かどうか検討すべきである。

(1)及び(2)の意見について

→ 他の会計基準等において繰延税金資産の回収可能性について具体的な取扱いが定められている場合には、当該取扱いが適用されることとなる旨を、適用指針案(範囲)に記載している(適用指針案第2項)。

- (3) 範囲や用語の定義については、本来は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針ではなく、今回の議論の対象ではない税効果会計全般に関する適用指針において盛り込まれるべきではないか。

→ 税効果会計全般に関する適用指針は今後開発されることから、範囲及び用語の定義を本適用指針案において定めている。

用語の定義について

- (4) 現行の実務指針には、税務上の繰越欠損金は一時差異に準ずるものとして取り扱う旨の規定がある。文案第3項(2)なお書きの「一時差異等」の定義において、同様の趣旨を含める必要があるのではないか。

→ 税務上の繰越欠損金等については、一時差異と同様の税効果を有するため一時差異に準ずるものとして取り扱うこととした旨を結論の背景に記載している(適用指針案第56項)。

- (5) 文案第3項(6)において、当期末に存在する一時差異の解消額等を加減算する前の課税所得を明確化すべく定義することは適切である。その呼称については、「一時差異等加減算前課税所得」に「当期末」を冠して「当期末一時差異等加減算前課税所得」とすることも考えられないか。

→ 「一時差異等加減算前課税所得」に「当期末」を付すと略称としては長いので、このままとしている。

回収可能性の判断等の定め（第4項から第14項）

7. 回収可能性の判断等の定めに関して、下記の意見が聞かれた。

（第12回専門委員会で聞かれた意見）

- (1) 文案第10項において、資産又は負債の評価差額等がその他の包括利益を通じて純資産に計上される場合の取扱いを明確化している点は適切である。ただ、表現についてはなお精査が必要と考えている。

企業のカテゴリに応じた回収可能性に関する取扱い（第15項から第16項）

8. 企業のカテゴリに応じた回収可能性に関する取扱いに関して、下記の意見が聞かれた。

（第12回専門委員会で聞かれた意見）

- (1) 監査委員会報告第66号では「ただし、それぞれの例示区分に直接該当しない場合であっても、それぞれの例示区分の趣旨を斟酌し、会社の実態に応じて、それぞれの例示区分に準じた判断を行う必要がある」と定められており、例示区分によらない判断を許容していたと考える。これに対し、文案では、必ずいずれかの分類に当てはめることとされており、大きな変更である。
- (2) 判断の経済性の観点からは、企業のカテゴリは、過去及び将来を総合判断するのではなく、過去をベースとした要件により行うほうがよい。その上で、繰延税金資産の計上額が企業の実態に照らして妥当な結果にならない場合には、計上額（計上年数）を決定する際に将来事象を勘案することができるような建付けが適切である。
- (3) （分類1）から（分類3）では、「当期末においてその経営環境に著しい変化がない場合」が該当するものとされている。この文言により、分類の趣旨を斟酌して異なる分類に該当するケースが出てくると理解している。ただし、この文言をより明確にする必要がある。異なる分類に該当するケースは、過去と将来の連続性が断たれている例外な状況にあるものと考えられ、十分に議論する必要がある。

（1）から（3）の意見について

→ 各分類の要件をより明確にし（適用指針案第17項、第19項、第22項、第26項及び第30項）、各分類の要件に該当しない場合には、過去の事象や将来の事象を総合的に勘案した上で、いずれかに分類することとしている（適用指針案第16項）。

また、（2）について、（分類3）における「当期末においてその経営環境

に著しい変化がないという要件を外して、過去をベースとした監査委員会報告第66号を踏襲することとした。

(第303回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (4) 適用指針案では「分類」という名称で統一されているが、監査委員会報告第66号では例示区分と記載されていたので、「区分」という名称も考えられる。

→ 監査委員会報告第66号、監査委員会報告第70号及び税効果会計に関するQ&Aでは「例示区分」や「分類」などの様々な呼称が用いられていたことから、「分類」に統一することとしている。

分類1(第18項から第19項)

9. 分類1に関して、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

「原則として」回収可能性があるとの表現が不明確

- (1) (分類1)から(分類3)の繰延税金資産の計上額に係る文案では、「原則として」回収可能性があるとの記載になっている。どのような例外を想定しているのか、明確ではないのではないか。

→ (分類1)から(分類3)の繰延税金資産の計上額に係る適用指針案の「原則として」という表現について、例外を想定していないことから削除している。

「当期末においてその経営環境に著しい変化がない」との表現が不明確

- (2) (分類1)の要件に係る文案では、「当期末においてその経営環境に著しい変化がない場合には」との記載になっているが、近い将来に著しい変化がある場合には異なる分類に該当する可能性がある点を明確にしてはどうか。

→ すべてのケースを網羅するように定めると要件が複雑となることから、各分類の要件に該当しない場合には、過去の事象や将来の事象を総合的に勘案した上で、いずれかに分類することとし(適用指針案第16項)、その趣旨を結論の背景に記載している(適用指針案第62項)。

分類2(第20項から第21項)

10. 分類2に関して、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

「回収が見込まれる繰延税金資産の回収可能性がある」という表現を見直すべき

- (1) 文案第 21 項において、「回収が見込まれる繰延税金資産を計上している場合には、回収可能性がある」という箇所について、「回収が見込まれる」と「回収可能性がある」は同じことを繰り返しているため文言の見直しが必要である。

→ 「一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と見直している
(適用指針案第 20 項)。

スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収可能と判断できる要件が不明確

- (2) 文案第 21 項では、スケジューリング不能な将来減算一時差異の額を課税所得が上回るかどうかを判断することとされている。一括売却しかできない建物の減損に係るものとは異なり、分割して売却できる株式に係る将来減算一時差異については、この判定をどの単位で行うかを明確にする必要があるのではないかと。

スケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いは定義の問題として扱うべき

- (3) 文案第 21 項では、スケジューリング不能な将来減算一時差異の額と課税所得の額を比較している。これが可能であれば、スケジューリング可能なものとも考えられる。むしろ、スケジューリング可能か不能かの判断に係るスケジューリングの精度の問題として対応を図るべきではないかと。
- (4) 分類 2 において新たな定めを設けるのではなく、スケジューリング不能な将来減算一時差異の定義を見直すことにより対応することも考えられるのではないかと。
- (5) 将来のいずれかの時点で損金算入される見込みが高いかどうかというスケジューリングの精度は、タックス・プランニングの実現可能性と比較して幅のあるものと考えてよいのではないかと。

(2) から (5) の意見について

→ 適用指針案第 21 項ただし書きの対象となるものはスケジューリング不能な将来減算一時差異に該当することを記載したうえで、当該定めを設けた背景を結論の背景に記載した (適用指針案第 67 項)。また、上場株式の減損に係る将来減算一時差異を同項において例示した。

(第 303 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (6) (分類 2) の要件として「当期及び過去すべての事業年度において」課税所得が生じることが挙げられているが、過去に 1 度だけ課税所得がマイナスになった場合を考慮すると、「当期又は過去の事業年度において」とする必要はないかどうかを検討頂きたい。

- (7) 監査委員会報告第 66 号では、経常的な利益を（分類 2）の要件にしていたが、適用指針案では課税所得を要件としている。課税所得は損金の認容時期により変動しやすいのでこれを要件にすると実務上、支障が生じるおそれがあるため、（分類 3）の要件に該当しても（分類 2）に該当するものとして取り扱う反証規定を設けるか、「安定的な課税所得」の表現を見直すか、検討頂きたい。

(6)及び(7)の意見について

→ 各分類の要件に該当しない場合には、過去の事象や将来の事象を総合的に勘案したうえで、いずれかに分類することとしている（適用指針案第 16 項）。

また、結論の背景において、（分類 2）の要件を、監査委員会報告第 66 号では「経常的な利益」としていたが、課税所得に基づく要件に変更した理由を記載した（適用指針案第 65 項）。

分類 3（第 22 項から第 24 項）

11. 分類 3 に関して、下記の意見が聞かれた。

（第 12 回専門委員会で聞かれた意見）

5 年超の反証規定は不要

- (1) 過去の事象に基づいて（分類 3）に分類するならば 5 年を超える反証規定が必要かもしれないが、当期末において経営環境に著しい変化がないことを要件とするならば、文案第 23 項の反証規定は不要なのではないか。
- (2) 過去が不安定で当期末も経営環境に著しい変化がないにもかかわらず、5 年を超えて回収可能ということを説明できるケースが想定できない。

(1)及び(2)の意見について

→ （分類 3）の要件から、「当期末においてその経営環境に著しい変化がない」という要件を外した（適用指針案第 22 項）。また、5 年を超える期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産に関する定めを新設した理由を記載した（適用指針案第 70 項及び第 71 項）。

5 年超の反証規定と 5 年より短い期間となる場合の規定を統合すべき

- (3) 文案第 23 項のただし書きではおおむね 5 年を超えることができる反証を定めており、文案第 24 項では 5 年より短い期間となる場合を定めている。見積可能期間の 5 年は目安であって、当該年数より長くも短くもなるということを踏まえると、この 2 つの定めを統合することが適切である。

→ 見積可能期間を短縮する場合と延長する場合とで、合理的な説明の程度が

異なると考えられるため、統合はしていないが、表現を見直している。具体的には、第12回専門委員会における適用指針案第23項ただし書きを第24項とし、「前項にかかわらず、(分類3)に該当する企業について、課税所得が不安定である原因、中長期計画及びその達成状況、当期及び過去(おおむね3年)の課税所得の推移等を勘案して、5年を超える期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合には、…」としている。

分類4(第25項から第28項)

12. 分類4に関して、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

(分類4)の要件について

- (1) 文案第25項の(分類4)の要件について、フローの情報だけに整理しているが、当期末において繰越欠損金が解消しているというストックの情報も考慮することを明示すべきではないか。

→ フローの情報に基づく要件とストックの情報に基づく要件を併存させると分類の連続性が失われる恐れがあるため、要件には含めていない。なお、結論の背景に、当期末において税務上の繰越欠損金が解消している場合には、他の事象を勘案した上で、(分類2)又は(分類3)に該当するものとして取り扱うケースがあることを記載している(適用指針案第76項)。

- (2) 文案第25項の(分類4)の要件について、過去5年以上前に巨額の欠損金を計上し、ここ数年は少額の課税所得を生じたが、当期末において巨額の繰越欠損金が残っている場合、(分類4)又は(分類5)に該当することが適切であると考える。

→ 各分類の要件に該当しない場合には、過去の事象や将来の事象を総合的に勘案した上で、いずれかに分類することとしている(適用指針案第16項)。

(分類4)ただし書きの要件について

- (3) 文案第27項及び第28項で(分類2)や(分類3)に該当する場合を取り扱っているが、将来の課税所得を5年超にわたって見込める会社や3年から5年程度にわたって見込める会社であることを、課税所得の見積期間により判定することは実務上大変難しい。

→ 結論の背景に、(分類4)の要件に該当する企業が、(分類2)や(分類3)に該当する取扱いを設けた経緯を記載している(適用指針案第74項から第76

項。

- (4) 文案第 27 項及び第 28 項の考慮事項として将来情報としての中長期計画の利用が織り込まれているが、中長期計画の達成状況を追加して書き込むべきではないか。

→ (分類 4) の要件に該当するにもかかわらず、(分類 2) 又は (分類 3) に該当するものとして取り扱う場合に考慮すべき将来情報を「中長期計画及びその達成状況」に見直した (適用指針案第 27 項及び第 28 項)。

- (5) 文案第 27 項で (分類 2) に該当する要件として「期末における将来減算一時差異を下回るものの同水準の一時差異等加減算前課税所得が生じる」とある。(分類 4) にいったん該当する場合には (分類 1) にはしないというこれまでの議論を踏まえると、「下回るものの」は不要ではないか。

→ (分類 4) の要件に該当するにもかかわらず、(分類 2) に該当するものとして取り扱う場合の「期末における将来減算一時差異を下回るものの同水準の一時差異等加減算前課税所得が継続して生じる」という文言を、「安定的な一時差異等加減算前課税所得が継続して生じる」という文言に見直している (適用指針案第 28 項)。

- (6) 文案第 28 項で (分類 3) に該当するものとして取り扱われるには合理的な説明が必要であるが、もともと (分類 3) に該当する企業は、合理的な見積可能期間内なら回収可能と判断できるため、これに比べてより厳しい説明が要求されているのは整合性を欠くのではないか。

→ (分類 4) の要件に該当するにもかかわらず、過去及び将来を勘案して (分類 3) に該当するものとして取り扱うかどうかにつき合理的な説明を求めているため、このままとしている。

- (7) 文案第 27 項及び第 28 項で (分類 2) や (分類 3) に該当するものとして取り扱う定めは、監査委員会報告第 66 号の例示区分 4 号ただし書きの要件が非常に限定的であるのに対し、十分改善したと考える。

(分類 4) ただし書きは計上額の例外取扱いとすることも考えられるとの意見

- (8) 文案第 27 項及び第 28 項について、分類としては (分類 4) のままとし、繰延税金資産の計上額を (分類 2) や (分類 3) と同じ扱いにするという規定方法も考えられるのではないか。

→ 上記を (分類 2) や (分類 3) に該当するものとして取り扱わない場合には、他の会計基準等を修正するときに煩雑となることからこのままとして

いる（適用指針案第 28 項及び第 29 項）。

（分類 4）ただし書きで（分類 2）に該当するとされた場合の繰越欠損金の取扱いについて明確化が必要との意見

- (9) 文案第 27 項で(分類 2)に該当するものとして取り扱う場合が規定されている。
(分類 2) では、スケジューリングの結果に基づくと規定されているのみであるが、繰越欠損金を計上できる範囲についてはより明確に規定することが必要ではないか。

→ 期末に税務上の繰越欠損金を有する場合における回収可能性の判断手順に関する監査委員会報告第 66 号の定めを引き継ぐ（適用指針案第 11 項また書き）ほか、(分類 2) に該当する企業が税務上の繰越欠損金を有する場合に係る設例を開発することを検討している。

分類 5（第 29 項から第 30 項）

13. 分類 5 に関して、下記の意見が聞かれた。

（第 303 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

- (1) (分類 5) について、「翌期も重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる」ことが要件とされているが、翌期に税務上の欠損金が見込まれても、翌々期には課税所得が見込まれる場合がある。そのため、例えば「翌期以降も重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる」に見直すことをご検討頂きたい。なお、監査委員会報告第 66 号において硬直的な運用を招いていたことを考慮すると、「原則として」という表現で対応することは避けた方がよいと考える。

→ (分類 5) に該当する企業は「原則として」繰延税金資産の回収可能性はないという表現としたうえで（適用指針案第 31 項）、結論の背景において、「原則として」という文言を用いた理由、及び稀にはあり得る具体的な状況の例示を記載している（適用指針案第 79 項）。

V その他

14. 財務諸表作成者に対し実施したアウトリーチにおいて聞かれた意見のうち、本日の資料に含まれていない以下の意見を紹介し、審議を行った。

- ① 監査委員会報告第 66 号の枠組み（例示区分や見積可能期間）を ASBJ の適用指針に踏襲することは適切ではない。
- ② 本年度税制改正によって生じ得る影響を考慮すると、今回の見直しは最低限の

ものとし、2015年3月期決算で早期適用できるように適用指針を最終化すべきである。

第14項①に関する意見

15. 第14項①の事項に関して、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 会計基準の理想的な体系として、監査委員会報告第66号の枠組みを撤廃する意見に共感するが、短期的な対応としては実現が困難と考える。
- (2) 本論点は将来の検討課題とすべきと考えられ、そのような指摘があった旨を結論の背景に記載する対応が適切である。
- (3) 監査上の留意事項を会計基準に踏襲することは適切でないとの意見は理解できるが、監査委員会報告第66号は作成実務及び監査実務に浸透しており、実質的に会計基準として機能してきたことを踏まえると、会計基準に移管することが適切である。そのような説明を結論の背景において記載する必要がある。

(第303回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (4) 監査委員会報告第66号の撤廃については、その影響が大きいことから、より慎重に時間をかけて判断すべきであり、現時点では考えにくい。

事務局提案

16. 現時点で、監査委員会報告第66号の企業の分類に応じた取扱いの枠組みを撤廃すべきとの意見に強く賛成する意見は聞かれておらず、将来的な検討課題として認識し、その旨を結論の背景に記載することとしてはどうか(適用指針案第60項)。

第14項②に関する意見

17. 第14項②の事項に関して、下記の意見が聞かれた。

(第12回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 企業によっては2015年3月期決算での早期適用を望む意見もある一方で、準備期間を考慮すると、3月近くに最終化されてもただちに早期適用することは難しいとの意見もある。適用指針により繰延税金資産が追加計上されるとは限らないと考えており、拙速に3月に間に合わせることは賛成しない。
- (2) 監査委員会報告第66号には一定の要件を満たせば一定の繰延税金資産を計上できるようなルールが含まれているが、現在検討している内容は、そのような取扱いから判断を重視する方向に大きく変更することとなる。監査現場において適切な対応ができるように十分に周知する必要性を考えると、2015年3月期

決算で早期適用できるようにすることは、時間的に困難と考える。

- (3) 監査法人としては多くの監査現場で統合的な対応ができるように準備した上で、十分周知する必要性があることから、2015年3月期決算で早期適用できるようにすることは、時間的に困難である。また、これだけ重要な内容を含む公開草案の公開期間を1ヶ月に短縮することには慎重であるべきと考える。
- (4) 2015年3月期決算で早期適用できるように議論を終わらせることは、時間的に困難である。さらに、各監査現場における統合的な対応を確保する観点から、新たな適用指針に対応して、監査基準及び監査基準委員会報告書等に準拠した監査上の指針を策定することを検討する必要があるとも考えており、その時間を考慮すると、時間的に困難である。
- (5) 一部の企業には2015年3月期決算での早期適用を望む意見がある。これらの企業は、監査委員会報告第66号の下での監査上の対応が硬直的であり、そのような対応が改善されることを望んでいるのではないかと考える。
- (6) 2015年3月期決算で早期適用できるように議論を終わらせることは、時間的に困難である。また、一定の準備期間が必要であることを考慮すると、2016年3月期の期首から適用することも、企業にとって困難であると考えられる。なお、2015年3月期決算での早期適用を望む声に何か対応する場合、例えば、監査委員会報告第66号を所管している日本公認会計士協会から、これまでの議論を踏まえた何らかのメッセージを発するなどの工夫は考えられないかと考える。

(第303回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (7) 適用指針を開発するにあたり、必要な議論を行う必要があり、2015年3月末までの最終基準化は難しいのではないかと考える。むしろ、決算のタイミングや十分な周知期間を考慮すると、公開草案の公表タイミングを5月以降とし、適用された場合の取扱いを十分にディスカッションしてもらうために意見募集期間を3か月程度とすることが考えられる。
- (8) 公開草案について、改正内容の理論面を理解するだけでなく、実務面から具体的に各企業の状況を当てはめたいうでコメントすることが有用であるため、公開草案の意見募集期間は通常よりも長く設ける方がよいのではないかと考える。
- (9) 監査委員会報告第66号の枠組みにおいて、予め実態に応じた判断が許容されることが適切である。また、2015年3月末までに適用指針の公表は難しいという場合でも、2015年3月末までに公開草案が公表される場合には、監査委員会報告第66号が硬直的に運用されているという問題点が明らかになり、2015年3月期決算における財務諸表の作成において、公開草案の趣旨を勘案したうえ

で繰延税金資産を計上することが可能になるのではないか。

(10) 監査人は、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、事業の将来性を評価する能力が備わっている必要があり、非常に難しい判断が要求される一方で、監査委員会報告第 66 号の趣旨が十分に勘案されず、硬直的に運用されているという問題意識については、税制改正のタイミングを機会に、慎重に見直すことを喚起するメッセージを期待したい。また、2015 年 3 月末までに公開草案や適用指針が公表できない場合、当委員会の議事等により適用指針案の方向性を示すことは、一定の意味があるのではないか。

(11) 今回の適用指針の開発は、その内容の重要性から慎重にならざるを得ない。一方で、検討範囲を広げた結果として関係者が期待する期限に間に合わなかった一面もある。そのため、2015 年 3 月末までに公開草案を公表しない場合でも、どのような問題意識があり、どのように対応しようとしているのかというメッセージを、例えば公認会計士協会から出して頂ければ、硬直的な運用に対応できる可能性のある企業もあるのではないか。

(欠席した委員から受け取った意見)

(12) 現時点の適用指針案では、公開草案として公表するまでに更なる議論が必要である。また、2015 年 3 月末までに最終基準化を図るとなると、原則として 2 か月以上とされる意見募集期間を短縮することになる。適用指針の重要性を考えると、意見募集期間の短縮は適切ではなく、むしろ、実務において混乱が生じることなく適切に運用されるよう、十分な周知、理解の期間を設けるべきである。したがって、2015 年 3 月末までの最終基準化は難しいのではないか。

企業会計基準委員会における審議

18. 2015 年 3 月末までに、公開草案を経て適用指針を最終的に公表し、2015 年 3 月末の決算で適用できるようにすることは難しいものと判断された。

以 上